

別表1 退職手当の支給割合一覧表（平成30年2月1日以降）

勤続 年数	自己都合	定年・任期満了 ・公務外死亡 ・通勤災害傷病	勸奨	公務外傷病	公務上死亡 ・公務上傷病 ・整理退職
	H30.2.1～	H30.2.1～	H30.2.1～	H30.2.1～	H30.2.1～
1年	0.5022	0.837		0.837	1.2555
2年	1.0044	1.674		1.674	2.511
3年	1.5066	2.511		2.511	3.7665
4年	2.0088	3.348		3.348	5.022
5年	2.511	4.185		4.185	6.2775
6年	3.0132	5.022		5.022	7.533
7年	3.5154	5.859		5.859	8.7885
8年	4.0176	6.696		6.696	10.044
9年	4.5198	7.533		7.533	11.2995
10年	5.022	8.37		8.37	12.555
11年	7.43256	11.613375		9.2907	13.93605
12年	8.16912	12.76425		10.2114	15.3171
13年	8.90568	13.915125		11.1321	16.69815
14年	9.64224	15.066		12.0528	18.0792
15年	10.3788	16.216875		12.9735	19.46025
16年	12.88143	17.890875		14.3127	20.8413
17年	14.08671	19.564875		15.6519	22.22235
18年	15.29199	21.238875		16.9911	23.6034
19年	16.49727	22.912875		18.3303	24.98445
20年	19.6695	24.586875	24.586875	19.6695	26.3655
21年	21.3435	26.260875	26.260875	21.3435	27.74655
22年	23.0175	27.934875	27.934875	23.0175	29.1276
23年	24.6915	29.608875	29.608875	24.6915	30.50865
24年	26.3655	31.282875	31.282875	26.3655	31.8897
25年	28.0395	33.27075	33.27075	28.0395	33.27075
26年	29.3787	34.77735	34.77735	29.3787	34.77735
27年	30.7179	36.28395	36.28395	30.7179	36.28395
28年	32.0571	37.79055	37.79055	32.0571	37.79055
29年	33.3963	39.29715	39.29715	33.3963	39.29715
30年	34.7355	40.80375	40.80375	34.7355	40.80375
31年	35.7399	42.31035	42.31035	35.7399	42.31035
32年	36.7443	43.81695	43.81695	36.7443	43.81695
33年	37.7487	45.32355	45.32355	37.7487	45.32355
34年	38.7531	46.83015	46.83015	38.7531	46.83015
35年	39.7575	47.709	47.709	39.7575	47.709
36年	40.7619	47.709	47.709	40.7619	47.709
37年	41.7663	47.709	47.709	41.7663	47.709
38年	42.7707	47.709	47.709	42.7707	47.709
39年	43.7751	47.709	47.709	43.7751	47.709
40年	44.7795	47.709	47.709	44.7795	47.709
41年	45.7839	47.709	47.709	45.7839	47.709
42年	46.7883	47.709	47.709	46.7883	47.709
43年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
44年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
45年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709

別表2 退職手当の調整額の区分表

職員の区分	調整月額	行政職		教育職(1)・ 教育職(2)	医療職(2) 学校栄養職	事務職		技能職	
		旧級	新級			旧級	新級	旧級	新級
第1号	70,400 円	-	10級	-	-	-	-	-	-
第2号	65,000 円	11級	9級	-	-	-	-	-	-
第3号	59,550 円	10級	8級	4級(管理職手 当1種)	-	-	-	-	-
第4号	54,150 円	9級	7級	4級(上記以 外)	-	-	-	-	-
第5号	43,350 円	8級	6級	3級・特2級/2 級(大卒経験36年 超)	-	8級	6級	-	-
第6号	32,500 円	7級	5級	特2級(上記以 外)・2級(大卒経 験27年超)	5級(主査在職 5年超)	7級	5級	-	-
第7号	27,100 円	6級	4級	2級(大卒経験 10年超)	5級(主査で上記 以外、主任40歳以 上かつ在職10年 超)	6級	4級	6級	5級
第8号	21,700 円	4・5級	3級	2級(上記以外)・ 1級(大卒経験15 年超)	5級(主任で上 記以外)・4級	4・5級	3級	4・5級	4級
第9号	0 円	1～3級	1・2級	1級(上記以 外)	1～3級	1～3級	1・2級	1～3級	1～3級

別表3 退職手当の税額表(概算)

税 額 表 (所得税・住民税の合計)	
所得控除後の額	税 額(およそ)
150 万円	114,000 円
200	152,000
250	189,000
300	227,000
350	265,000
400	305,000
450	356,000
500	406,000
550	457,000
600	507,000
650	558,000
700	629,000
750	705,000
800	781,000
850	857,000
900	933,000
950	1,009,000
1,000	1,085,000
1,050	1,161,000
1,100	1,237,000
1,150	1,313,000
1,200	1,389,000
1,250	1,465,000
1,300	1,541,000

※1 この表は、所得税と住民税を合算して税額のおよその目安として作成したものですので、実際の税額とは必ずしも一致しません。なお、税法上の勤続年数が6年以上の場合となります。

※2 個別の税額の計算方法については、別表4を参照してください。

#### 別表4 税種別金額計算用の表

課税退職所得金額(A) = 課税対象額 (退職手当額 - 所得控除額) × 1/2※ (千円未満切捨て)

※ 税法上の勤続年数が5年以下の場合には1/2を掛けない金額が退職所得金額になる。

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C) × 102.1%
195万円以下	5%	0円	((A) × 5%) × 102.1%
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

	税率(D)	税額 = (A) × (D)
市町村民税	6%	(A) × 6%
県民税	4%	(A) × 4%

## 参考1 退職手当の計算例

※令和5年3月31日退職とする。

### 【例1】定年退職の場合

#### ① 計算条件

- 令和5年3月31日付け定年退職（在職期間37年6月、H10.4.1～H10.10.31 病気休職）
- 退職時給料月額：414,200円 【(教一)2級137号給】
- 平成8年から退職日までの在職期間において、教育職2級（大卒経験10年超）である期間が192月、教育職2級（大卒経験27年超）である期間が108月、教育職2級（大卒経験36年超）である期間が24月。

#### ② 退職手当の計算

##### (ア) 退職手当の基本額

- ・ 在職期間37年6月から休職期間3.5月（＝7月×1/2）を除算する。  
37年6月－3.5月＝37年2.5月⇒勤続期間37年（端数月切捨て）
- ・ 別表1（P.28）より、定年退職の場合の支給割合は47.709
- ・ 退職時給料月額：414,200円 教職調整額：414,200円×4/100＝16,568円  
**430,768円（教職調整額含む）× 47.709 = 20,551,510.512円**

##### (イ) 退職手当の調整額（別表2（P.29）により調整額区分を確認）

- ・ 平成8年4月～平成24年3月 教育職2級（大卒10年超）＝第7号区分192月
- ・ 平成24年4月～令和3年3月 教育職2級（大卒27年超）＝第6号区分108月
- ・ 令和3年4月～令和5年3月 教育職2級（大卒36年超）＝第5号区分24月
- ・ 在職期間のうち調整額区分の高い方から60月なので  
**43,350円×24月 + 32,500円×36月 = 2,210,400円**  
(第5号区分24月) (第6号区分36月)

##### (ウ) 退職手当額

$$\begin{array}{rcl} 20,551,510.512円 & + & 2,210,400円 & = & \boxed{22,761,910.512円} \\ \text{(退職手当の基本額)} & & \text{(退職手当の調整額)} & & \text{(端数切捨て)} \end{array}$$

#### ③ 所得税・住民税の控除

- ・ 税制上の所得控除額は、勤続38年（端数月は切上げ）

$$\hookrightarrow 800万円 + 70万円 \times (38年 - 20年) = \boxed{20,600,000円}$$

- ・ 課税対象額は、

$$\hookrightarrow 22,761,910円 - 20,600,000円 = \boxed{2,161,910円} \leftarrow$$

この金額を別表3（P.30）に当てはめると、おおよその税額が算出できます

- 課税退職所得金額は、別表4 (P.31)により

$$\hookrightarrow 2,161,910 \text{ 円} \times 1/2 \text{ (勤続5年超)} = 1,080,955 \text{ 円 (千円未満切捨て)}$$

- 控除される税額は、別表4 (P.31)により

$$\begin{aligned} \hookrightarrow \text{所得税額} &= 1,080,000 \text{ 円} \times 5\% \times 102.1\% = 55,134 \text{ 円 (1円未満切捨て)} \\ \text{市町村民税} &= 1,080,000 \text{ 円} \times 6\% = 64,800 \text{ 円 (100円未満切捨て)} \\ \text{県民税} &= 1,080,000 \text{ 円} \times 4\% = 43,200 \text{ 円 (100円未満切捨て)} \end{aligned}$$

---


$$\text{税額計} = \boxed{163,134 \text{ 円}}$$

- 税控除後の支給額

$$\hookrightarrow (22,761,910 \text{ 円} - 163,134 \text{ 円}) = \boxed{22,598,776 \text{ 円}}$$

※実際にはここからさらに、住民税の一括徴収分 (P.22 参照) が控除されます。

## 【例2】勸奨退職の場合

### ① 計算条件

- 令和5年3月31日付け勸奨退職（勤続32年・休職期間なし）退職時年齢：57歳
- 退職時給料月額：413,500円 【(教一)2級134号給】
- 平成8年から退職日までの在職期間において、教育職2級（大卒経験10年以下）である期間が36月、教育職2級（大卒経験年数10年超27年以下）である期間が204月、教育職2級（大卒経験年数27年超）である期間が84月

### ② 退職手当の計算

#### (ア) 退職手当の基本額

- ・ 別表1(P.28)より、勤続期間32年で勸奨退職の場合の支給割合は 43.81695
- ・ 退職時給料月額：413,500円
- ・ 教職調整額：16,540円 (413,500×0.04)
- ・ 勸奨退職の加算は 9% (P.8の表参照) ↓  
(413,500円 + 16,540円) × 1.09 = 468,743.6円  
468,743.6円 × 43.81695 = 20,538,914.884円

#### (イ) 退職手当の調整額（別表2(P.29)により調整額区分を確認）

- ・ 平成8年4月～平成11年3月 教育職2級（10年以下）＝第8号区分 36月
- ・ 平成11年4月～平成28年3月 教育職2級（10年超）＝第7号区分 204月
- ・ 平成28年4月～令和5年3月 教育職2級（27年超）＝第6号区分 84月
- ・ 在職期間のうち調整額区分の高い方から60月なので  
32,500円×60月 = 1,950,000円  
(第6号区分 60月)

#### (ウ) 現制度による退職手当額

$$\begin{array}{rcccl} \underline{20,538,914.884円} & + & \underline{1,950,000円} & = & \underline{22,488,914.884円} \\ \text{(退職手当の基本額)} & & \text{(退職手当の調整額)} & & \text{(端数切捨て)} \end{array}$$

### ③ 所得税・住民税の控除

- ・ 税制上の所得控除額は、勤続32年（端数月は切上げ）

$$\hookrightarrow 800万円 + 70万円 \times (32年 - 20年) = \underline{16,400,000円}$$

- ・ 課税対象額は、

$$\hookrightarrow 22,488,914円 - 16,400,000円 = \underline{6,088,914円} \quad \leftarrow$$

この金額を別表3(P.30)に当てはめると、おおよその税額が算出できます

- ・ 退職所得金額は、

$$\hookrightarrow 6,088,914円 \times 1/2 \text{ (勤続5年超)} = 3,044,457円 \quad \text{(千円未満切捨て)}$$

- ・ 控除される税額は、別表4 (P.31)により

$$\begin{array}{r}
 \hookrightarrow \text{所得税額} = (3,044,000 \text{ 円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円}) \times 102.1\% \\
 \hspace{15em} = 211,244.9 \text{ 円 (1 円未満切捨て)} \\
 \text{市町村民税} = 3,044,000 \text{ 円} \times 6\% \hspace{10em} = 182,640 \text{ 円 (100 円未満切捨て)} \\
 \text{県民税} = 3,044,000 \text{ 円} \times 4\% \hspace{10em} = 121,760 \text{ 円 (100 円未満切捨て)} \\
 \hline
 \text{税 額 計} \hspace{15em} = \boxed{515,544 \text{ 円}}
 \end{array}$$

- ・ 税控除後の支給額

$$\hookrightarrow 22,488,914 \text{ 円} - 515,544 \text{ 円} = \boxed{21,973,370 \text{ 円}}$$

※実際にはここからさらに、住民税の一括徴収分 (P.22 参照) が控除されます。